

公益社団法人熱田法人会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熱田法人会（以下「本会」という。）の定款第7条（経費の負担）に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

- 第2条 正会員の会費の額は、別表の金額とする。
- 2 賛助会員の会費の額は、別表の金額とする。
 - 3 管轄内で親・子関連にある法人の子会社は、正会員又は賛助会員の選択をすることができる。
 - 4 第1項別表の資本金額又は出資金額は、毎年4月1日現在による。
 - 5 年度の中で入会した場合は無料とする。ただし再入会の場合は別表に応じた金額の月割計算とし、加入月の翌月から計算する。
 - 6 既納の会費は、原則として返還しない。

(会費の用途)

第3条 会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

- 第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3箇月以内に納入しなければならない。
- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を、自動引落としにより納入する。
 - 3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。
 - (1) 金融機関を利用しての振込
 - (2) 集金

(会費の滞納)

第5条 会員が定款第10条第1項第1号に該当すると判断した場合、1箇月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

1. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

別表

(正会員の会費の額)

資本金額又は出資金額	金額(年額)
500万円以下の法人	円 7,200
500万円超 1,000万円以下の法人	10,800
1,000万円超 5,000万円以下の法人	21,600
5,000万円超 1億円以下の法人	45,000
1億円超 5億円以下の法人	72,000
5億円を超える法人	90,000
公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、 社会福祉法人、NPO法人、協同組合、工業組合、 振興組合、事業組合	7,200
管轄外に本店がある支店等の場合の1支店	7,200

(賛助会員の会費の額)

	金額(年額)
賛助会員(正会員以外の支店等並びに個人を含む)	円 7,200